

加治木監督署だより 第32号

(文書内敬称等略)

令和5年10月



I 11月は「過労死等防止啓発月間」です

厚生労働省では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすため、シンポジウムやキャンペーンなどの取組を行っております。事業主の皆様、改めて①労働時間の正確な把握、②時間外・休日労働協定(36協定)の内容を労働者へ周知する、③週労働時間が60時間以上となる労働者をなくすよう努める、等の対応を検討してください。また、時間外労働の上限は、原則として月45時間、年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

II 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

労働保険とは「労災保険」と「雇用保険」を総称した言葉です。法人・個人を問わず、事業主の方は、一人でも雇用したら(正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず)労働保険に必ず入らなくてはなりません(5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産事業を除く)。労働保険は、従業員の安心と会社の安定のための保険です。まだ、加入手続を行っていない事業主の方、起業して新たに労働者を雇った事業主の方など、速やかに加入手続をお願いします。手続を怠った場合、各種助成金等が受給できず、追徴金が発生する場合があります。

III 建築物の解体、改修、各種設備工事を行う施工業者の皆様へ

工事対象となる全ての範囲について、石綿が含まれているか事前調査を行う必要があります、この事前調査は、令和5年10月1日着工の工事から、「建築物石綿含有建材調査者」が行うこととなりました。また、事前調査の結果については、石綿の有無にかかわらず、一定規模以上の工事の場合、元請事業者等が労働基準監督署と都道府県等に対して、報告をあらかじめ行う必要があります。また、事前調査の結果、石綿が含有されていた場合(または含有しているとみなす場合)は、法令に基づく措置が必要となります。詳細は、石綿総合情報ポータルサイト(<http://www.isihiwata.mhlw.go.jp/>)をご確認願います。

加治木署管内労働災害発生状況

令和5年8月分まで 速報値 (新型コロナウイルス感染症除く)

年	死傷者数 (休業4日以上)	対前年増 減(同左)	死亡者数	対前年増 減(死亡)
全産業	177	+20	1	-1
製造業	35	+1	0	0
建設業	27	+5	1	-1
陸上貨物 運送事業	19	-3	0	0
第三次	81	+16	0	0
その他	15	+1	0	0

鹿児島県最低賃金
(高校生等も含む)

時間額 897円

(令和5年10月6日から)

記事についてのお問合せは

加治木労働基準監督署
担当 秋山
始良市加治木町新富町98-6
(加治木工業高校隣)

TEL 0995-63-2035